

## 新型コロナウイルス感染症関連で、お金に困った時に使える制度

### 休業・・・！生活資金に困った！！

- 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、主に休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
- 貸付上限額：10万円  
学校等の休業・個人事業主等は20万円以内 据置期間は1年以内、償還期限2年以内。無利子・保証人不要

### 失業・・・生活資金に困った！

- 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、主に失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯
- 貸付上限額：単身世帯毎月15万円、  
二人以上世帯毎月20万円
- 貸付期間：原則3カ月 最長12カ月以内  
据置期間1年、償還期限10年以内  
無利子・保証人不要
- 相談・申し込み：吉川市社会福祉協議会  
TEL 048-981-8750  
(平日8時30分～17時00分まで)

### 仕事を失った！！

雇用保険は、労働者が失業した時、失業中の生活を心配することなく新しい仕事を探すことができるようにするための給付を行う制度です。

勤めていた会社が経営不振に陥り、仕事を辞めざるを得なくなった方は、失業手当を受給することができます。受給資格は、離職の日以前の1年間に11日以上働いた月が6か月以上あることです。

### 仕事を失った！！ (65歳以上)

65歳を過ぎた被保険者が受け取れる失業保険です。受給要件は、

- 65歳以上の雇用保険被保険者であること
- 退職日直前の1年間に、雇用保険に加入していた期間が合計で6か月以上あること
- 現在失業中であり、働く意思があり、求職活動を行なえること

この要件を満たした上で、ハローワークに離職票を提出する必要があります。

年金を受け取りながら受給することができます。

退職直前の6ヶ月の賃金の合計÷180日から算出する日額を、被雇用期間が1年未満なら30日分、1年以上なら50日分を一括で受け取ることができます。

相談：ハローワーク越谷 TEL 048-969-8609

### 生活相談

新型コロナウイルス感染症に伴う困りごと・不安・戸惑い、その他どんなことでも大丈夫です。

いつでも、気軽にお電話ください。

雪田きよみ 983-7140

遠藤義法 981-0704

飯島正義 982-7033

### 学費が払えない！バイト先が休業！！

今年4月からスタートする、大学や専門学校などへの進学費用を、国が支援する制度です。住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯（父母等）の収入が大きく減った人や、自身のアルバイトの収入が減った人なども申し込むことができます。以下のQRコードから調べることができます。



相談窓口：日本学生支援機構 奨学金相談センター

TEL：0570-666-301(月～金、9:00～20:00)

\*土日祝日、年末年始を除く

又は各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

### 学校休校、保育園自粛

#### 仕事を休むしかない！

新型コロナウイルス感染拡大防止のための、小学校等（幼稚園・特別支援学校・学童保育・放課後デイサービス・保育所等）の臨時休業に伴い、保護者である労働者の休職による所得減少への対応。正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇を取得させた企業に対し助成金が支払われます。保護者の方々は会社に対し、有給休暇を求めることができます。

### 家賃が払えない！

「住居確保給付金」は仕事を失った人のうち、住まいも失ったり、家賃を払えなかったりする人に国や自治体が家賃を支給することで、安心して就職活動が行えるようにするための制度です。対象は、

- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は喪失するおそれのある方
- 離職から2年以内
- ハローワークを通じて求職の申し込みをしていることなど世帯の収入や資産に、一定の要件があります。

相談・問い合わせ：吉川市役所地域福祉課保護係

TEL 048-982-9602

### 税金が払えない！

新型コロナウイルス感染症の影響で、以下のような場合は猶予制度があります。

- ① 新型コロナウイルス感染者が発生し、消毒等のために備品・棚卸資材を廃棄した場合
- ② 納税者ご本人や、生計を同じくするご家族が罹患した場合
- ③ 事業を休廃業した場合
- ④ 利益の減少等、著しい損失を受けた場合

問合せ：吉川市役所収納課 TEL 048-982-5113